

住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に關し講ずべき措置に関する指針 概要

1. 趣旨

改正省エネ法第86条において、建築物の販売又は賃貸の事業を行う者は、一般消費者に対し省エネ性能の表示に努めることとされたところである。本条に基づく告示を制定し、住宅事業建築主はその販売する戸建住宅について、「住宅事業建築主の判断の基準」に適合する旨の表示をすることとし、一般消費者への情報提供に資するものとする。

2. 住宅省エネラベルの表示内容

(1) 総合的な省エネ性能

住宅の外壁、窓等の断熱性能に加え、暖冷房設備や給湯設備等の建築設備の効率性についても総合的に評価、その結果を表示するものとし、「住宅事業建築主の判断の基準」に適合する場合、その旨を表示する。

(2) 外壁、窓等の断熱性能

(1)の総合的な省エネ性能に加え、外壁、窓等の断熱性能について、省エネ判断基準（平成11年基準）への適合状況を表示する。

(3) 評価方法

次のいずれによることも可能とし、その別を明示的に表示する。

① 登録建築物調査機関の評価を受けた上で表示する場合（第三者評価）



住宅省エネラベル
戸建 総合省エネ基準：適
断熱性能基準：適
登録建築物調査機関評価／平成 年度



住宅省エネラベル
戸建 総合省エネ基準：適
断熱性能基準：一
登録建築物調査機関評価／平成 年度

② 建築主等が自ら性能を評価して表示する場合（自己評価）



住宅省エネラベル
戸建 総合省エネ基準：適
断熱性能基準：適
自己評価／平成 年度



住宅省エネラベル
戸建 総合省エネ基準：適
断熱性能基準：一
自己評価／平成 年度

特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針

平成 21 年国土交通省告示第 634 号
平成 26 年国土交通省告示第 408 号一部改正

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 86 条の規定を実施するため、住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針を次のように定めたので告示する。

平成 21 年 6 月 16 日
国土交通大臣 金子 一義

住宅事業建築主（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 73 条第 1 項に規定する住宅事業建築主をいう。以下同じ。）は、住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 15 条の 2 に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）に必要とされる性能に係る情報を有し、これについての情報提供が可能であることに鑑み、次に定めるところにより、当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能を表示することにより、一般消費者への情報提供に努めるものとする。

1 ラベルによる性能の表示

(1) 表示事項

住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示を行う場合には、次に定める事項を表示すること。

① 当該住宅における一次エネルギー消費量（特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準（平成 21 年経済産業省・国土交通省告示第 2 号。以下「住宅事業建築主の判断の基準」という。）2 に定める方法により算定した数値をいう。以下同じ。）が住宅事業建築主の判断の基準 1 に定める基準一次エネルギー消費量以下となるときは、その旨

② 当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置（以下「断熱措置」という。）が、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号。以下「判断基準」という。）又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 25 年国土交通省告示第 907 号。以下「設計施工指針」という。）に相当するときは、その旨

(2) 遵守事項

- ① (1)の表示事項は、(1)の①及び②への該当について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関による評価（当該登録建築物調査機関が評価を行う住宅の住宅事業建築主と著しい利害関係を有する場合を除く。）を受けた場合にあっては別表の(1)により、それ以外の場合にあっては別表の(2)により表示すること。
- ② (1)の表示事項は、別表のラベルの住宅本体への貼付若しくは刻印又は広告、パンフレットその他の住宅とラベルとの対応関係が明らかな印刷物への印刷により、見やすい箇所に表示すること。

附 則（平成 21 年国土交通省告示第 634 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年国土交通省告示第 77 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定については、同年 10 月 1 日から施行する。附 則（平成 25 年国土交通省告示第 908 号）

この告示は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

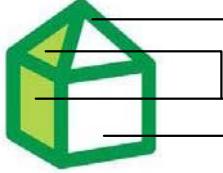
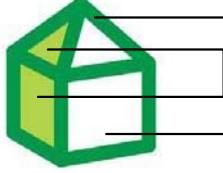
附 則（平成 26 年国土交通省告示第 39 号）

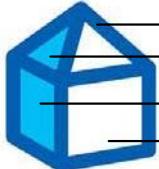
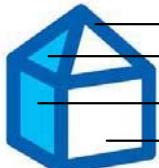
この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成 26 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 26 年国土交通省告示第 408 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区分	ラベル
(1) 登録建築物調査機関による評価を受けた場合 断熱措置が判断基準又は設計施工指針に適合する場合	 住宅省エネラベル 戸建 総合省エネ基準:適 戸建 断熱性能基準:適 <small>登録建築物調査機関評価 平成 年度</small> 又は  住宅省エネラベル 戸建 総合省エネ基準:適 戸建 断熱性能基準:適 <small>登録建築物調査機関評価／平成 年度</small>
上記以外の場合	 住宅省エネラベル 戸建 総合省エネ基準:適 戸建 断熱性能基準:一 <small>登録建築物調査機関評価 平成 年度</small> 又は  住宅省エネラベル 戸建 総合省エネ基準:適 戸建 断熱性能基準:一 <small>登録建築物調査機関評価／平成 年度</small>

<p>(2) 上記以外の場合</p>	<p>断熱措置が判断基準 又は設計施工指針に 適合する場合</p>	 <p>住宅省エネラベル</p> <p>戸建</p> <p>総合省エネ基準:適 断熱性能基準:適</p> <p>自己評価 平成 年度</p> <p>又は</p>  <p>住宅省エネラベル</p> <p>戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:適</p> <p>自己評価／平成 年度</p>
	<p>上記以外の場合</p>	 <p>住宅省エネラベル</p> <p>戸建</p> <p>総合省エネ基準:適 断熱性能基準:—</p> <p>自己評価 平成 年度</p> <p>又は</p>  <p>住宅省エネラベル</p> <p>戸建 総合省エネ基準:適 断熱性能基準:—</p> <p>自己評価／平成 年度</p>